

中野区長 酒井直人 様
中野区教育長 入野貴美子 様

中野区

・25
中健障第3680号
受取

令和4年3月25日

中野区障害者差別解消審議会
会長 小澤 温

中野区障害者差別解消審議会の意見について

第2期第2回中野区障害者差別解消審議会において、次のとおり意見が提出されたので報告する。

1 区の相談対応について

(1) 不当な差別的取扱いについて

- ・聴覚障害を理由に電話以外での連絡の要望を受けたにも関わらず、聴覚障害のある方に電話連絡し、また本人の意思を確認せず第三者に手続きの代行を依頼するなどしたことは、障害者への不当な差別的取扱いであり、衝撃を受ける内容であった。障害者への合理的配慮について職員全員が理解するとともに、区民にも広く啓発していく必要がある。

(2) 合理的配慮の提供について

- ・職員が、来庁者から区役所敷地外（隣接地等）への同行（介助）を依頼された場合も、本来業務の範囲外ではあるが、今後も可能な限り対応してもらいたい。
- ・民間事業者においても、社会生活に不可欠なサービスを提供するような業種では特に、障害のある方への合理的配慮が確実に提供されるよう、啓発を行っていく必要がある。

(3) その他

- ・高齢者や障害者向けのサービスが、必要な方に行き届くよう、周知をしっかり行ってもらいたい。

2 啓発事業、職員研修について

(1) 啓発事業について

- ・パラスポーツの啓発については、身体障害以外の知的障害、精神障害などの方々のスポーツの取り組みも幅広く啓発してもらいたい。
- ・障害者差別解消法の改正を機に、民間事業者による合理的配慮の提供をより進めていくため、民間事業者と連携した啓発事業を行う必要がある。
- ・意思疎通支援に関する啓発は、聴覚障害や視覚障害に限らず、それらが重複した盲ろうの方などについても理解を広げられるとよい。

(2) 全体について

- ・オンラインによる啓発講演会や研修は、コロナ禍に限らず、今後も積極的に進めてもらいたい。

3 その他

- ・民間事業者に向けた啓発を促進するため、障害者差別解消地域協議会のメンバーに民間事業者を加えてはどうか。
- ・審議会の意見を踏まえた今後の対応については、各所管での対応がなされているかについて、調査・検証を怠らず行ってもらいたい。